

特別養護老人ホーム 故郷・高野 運 営 規 程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東輝会が運営する特別養護老人ホーム故郷・高野（以下「施設」という。）がユニット型指定介護老人福祉施設を適正に運営するために、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 施設は、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会関係を築き、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(施設の運営方針)

第3条 施設は次に掲げる運営方針に基づき、施設サービスを行う。

- (1) 入所者の選択と自己決定を尊重し、その権利を擁護するとともに個人の尊厳を配慮して個別サービスを実施し、選ばれる施設を目指す。
- (2) 地域や家庭との結びつきを重視し、地域の関係機関との連携強化に努め、関係法令や社会的ルールを遵守し、拓かれた施設を目指す。
- (3) 職員の質の向上と専門性を高め、より質の高いサービスを提供できる施設を目指す。
- (4) 地域福祉の拠点として積極的に地域交流を図り、地域福祉の向上に寄与する。

(施設の名称及び所在地)

第4条 施設の名所及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 故郷・高野
- (2) 所在地 広島県庄原市高野町新市柏奥 5177 番地の1

(施設の定員)

第5条 施設の定員は30人とし、特養3ユニット30人（各ユニット10名）の全室個室とする。

- 2 施設の長（以下「施設長」という。）は、前項に規定する定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|-----|-------------------------------|
| (1) 施設長（管理者） | 1名 | 施設の業務を統括し、職員を指揮監督する。 |
| (2) 事務員 | 2名 | 施設の会計事務及び給与事務その他の庶務を行う。 |
| (3) 生活相談員 | 1名 | 入所者の生活全般についての相談、援助業務を行う。 |
| (4) 介護職員 | 17名 | 入所者の日常生活に必要な介護、指導、援助を行う。 |
| (5) 看護職員 | 1名 | 入所者の健康管理、保健衛生管理業務等を行う。 |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名 | 入所者の身体機能の維持・改善・減退防止のための訓練を行う。 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名 | 入所者の施設サービス計画に関する業務を行う。 |

- | | | |
|-----------|----|---|
| (8) 栄養士補助 | 1名 | 入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うと共に、食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。 |
| (9) 調理員 | 5名 | 管理栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。 |
| (9) 医師 | 1名 | 入所者の診察、健康管理及び療養上の指導を行う。 |

(職員の勤務体制)

第7条 施設の職員の勤務体制は、社会福祉法人東輝会就業規則の定めるところによる。

第3章 入所・退所等

(入所)

第8条 施設への入所を申し込もうとする者（以下「入所申込者」という。）は予め入所申込書に必要事項を記入し、施設長に提出するものとする。

- 2 施設長は、前項の入所申込書を受理するときは当該入所申込者の介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確認するものとする。
- 3 施設長は、要介護認定を受けていない入所申込者に対して、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 4 施設長は、入所指針に沿って、入所に関する検討のための委員会を設置し、入所申込者の心身の状況、介護の必要な程度、家族等の状況、施設サービス提供体制等を総合的に判断し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者から優先的に入所を決定するものとする。
- 5 前項に規定する委員会についての必要な事項は、施設長が別に定める。
- 6 施設長は、入所を決定したとき、当該者又はその家族に対し、この規程の概要その他利用者のサービスの選択に資すると認められる事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得た上でサービス利用契約を締結するものとする。

(退所)

第9条 入所者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、施設を退所するものとする。

- (1) 入所者の要介護状態区分が自立又は要支援、要介護1、要介護2と認定された場合。
但し、要介護1、2と認定された方で、特例入所に該当する場合はこの限りではない。
- (2) 入所者が医療機関へ入院する必要がある場合で、入院後3ヶ月以内に退院することが見込まれない場合
- (3) 前条第6項に規定するサービス利用契約で定める契約の終了事由に該当した場合又は契約の解除が行われた場合

- 2 施設長は、入所者の退所にあたっては、その者及び家族の希望を勘案し、退所についての必要な援助を行うものとする。

(入院中の取扱い)

第10条 施設長は、入所者が入院後3ヶ月以内に退院した場合は、その者を再び円滑に入所させるものとする。

- 2 施設長は、入院中の入所者の空床を、緊急入所又は短期入所生活介護並びに介護予防短

期入所生活介護の用に供する場合は、その者又はその家族等の同意を得て行うものとする。

第4章 サービスの内容及び利用料等

(施設サービス計画)

第11条 介護支援専門員は、入所者の有する能力、心身の状況、置かれている環境等を評価し、入所者が自立した生活を営むことができるよう、施設サービス計画を作成する。

2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、入所者及びその家族等の希望、解決すべき課題等を把握し、施設サービスの提供にあたる職員と協議の上、作成するものとする。

3 介護支援専門員は、施設サービス計画を入所者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。

4 介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況を定期的に把握し、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(個別機能訓練計画)

第12条 機能訓練指導員は、専従で機能訓練を行う場合は、入所者の心身の状況に応じた個別機能訓練計画を作成する。

2 機能訓練指導員は、個別機能訓練計画の作成にあたっては、施設サービスの提供にあたる他の職員と協議の上、作成するものとする。

3 機能訓練指導員又は介護支援専門員は、個別機能訓練計画を入所者又はその家族等に対して説明するものとする。

4 機能訓練指導員は、個別機能訓練計画の実施状況を定期的に把握し、必要に応じて個別機能訓練計画の変更を行うものとする。

(施設サービスの内容)

第13条 施設サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 第11条に規定する施設サービス計画に基づく、食事、入浴、排せつ、離床、着替え、整容等の介護

(2) 前条に規定する個別機能訓練計画に基づく機能訓練の実施

(3) 入所者又はその家族からの相談に対する必要な援助

(4) 医師及び看護職員による健康管理

(5) 栄養士による、入所者の食事に関する相談及び指導

(6) 入所者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関するレクリエーション、行事等の実施

(7) 入所者の希望に応じた外出援助

(8) 入所者とその家族等との交流の機会の提供

(9) 入所者又はその家族からの依頼に基づく行政機関等に対する手続きの代行

(看取り介護)

第14条 施設長は、入所者が医師により回復の見込みがないと診断された場合は、別に定める看取りに関する指針に基づき、看取りのための介護を行うものとする。

(利用者預り金等の保管管理)

第15条 施設長は、入所者又はその家族等から依頼があった場合は、当該入所者の現金等を安全

かつ厳正な方法により、保管管理するものとする。

2 前項に規定する保管管理についての必要な事項は、施設長が別に定める。

(利用料等)

第16条 施設サービスに係る利用料は、別表1のとおりとする。

2 前項に規定する利用料のほか、入所者が負担する費用は、別表2のとおりとする。

3 施設長は、前2項に規定する利用料及び費用の1ヶ月当たりの支払額について、入所者又はその家族等に予め説明し、同意を得るものとする。

第5章 施設利用上の留意事項

(施設利用上の留意事項)

第17条 入所者は、施設の利用にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 施設の居室、共用施設、共用設備及び敷地を本来の用途に従って利用すること
- (2) 施設及び施設の設備を故意に滅失、破損、汚損し、又は無断で仕様変更しないこと
- (3) 入所者相互の親睦を図り、施設内の風紀秩序の維持に努めること
- (4) 他の入所者に対し、勧誘、強要、その他迷惑行為を行わないこと
- (5) 火気の取扱いに注意すること
- (6) 外出又は外泊する場合は、施設長にその旨を届け出ること

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第18条 施設長は、非常災害に備え、火災、風水害、地震等の災害に対する防災計画・消防計画を定め、職員に周知徹底するものとする。

2 施設長は、前項に定める防災計画・消防計画に基づき定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。但し、内1回は夜間又は夜間想定での訓練とする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(事故発生時の対応等)

第19条 施設長は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 施設長は事故の発生又はその再発を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

(緊急時の対応等)

第20条 施設は、入所者の病状等において急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師又は協力医療機関への連絡、救急車の要請等必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第21条 入所者及びその家族等からの苦情の対応については、社会福祉法人東輝会苦情対応規程の定めるところによる。

(虐待防止・身体的拘束等廃止のための措置)

第22条 施設長は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設長は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

（褥瘡防止のための措置）

第 23 条 施設長は、褥瘡防止のための委員会を設置し、職員に対して定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための措置）

第 24 条 施設長は、感染症及び食中毒の発生又はまん延を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

2 施設長は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理及び衛生上必要な措置を講じるものとする。

（協力医療機関）

第 25 条 施設の嘱託医並びに協力医療機関の名称及び所在地は次の表のとおりとする。

| | 名 称 | 所 在 地 |
|--------|------------|-----------------|
| 嘱 託 医 | 庄原市高野診療所 | 庄原市高野町新市 1150-1 |
| 協力医療機関 | 庄原赤十字病院 | 庄原市西本町 2-7-10 |
| | 庄原市高野歯科診療所 | 庄原市高野町新市 1227-1 |

（秘密保持等）

第 26 条 施設長は、職員及び職員であった者が、職務上知り得た入所者及びその家族に関する一切の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

2 施設長は、施設が保有する入所者及びその家族等の個人情報については、社会福祉法人東輝会個人情報保護管理規程に基づき、適切に管理するものとする。

（地域との連携）

第 27 条 施設長は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図り、地域との交流に努めるものとする。

2 施設長は、入所者の生活に支障のない範囲で、施設の土地、建物、設備等を地域社会のために供するものとする。

（記録の整備）

第 28 条 施設長は、施設の設備、職員及び会計に関する記録、入所者に対する施設サービスの提供に関する記録その他必要な記録を整備し、社会福祉法人東輝会文書保存規程に定める期間保存するものとする。

附則

1. 平成 26 年 4 月 1 日施行の規程は全面改正とし、本規程を平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1. 平成 27 年 5 月 11 日 介護職員 1 名追加

附則

1. 平成 27 年 6 月 1 日 調理員 1 名削除

附則

1. 平成 27 年 10 月 1 日 事務員 1 名削除

附則

1. 平成 27 年 12 月 29 日 看護職員 1 名追加

附則

1. 平成 28 年 2 月 1 日 看護職員 1 名追加

附則

1. 平成 28 年 3 月 14 日 介護職員 1 名追加

附則

1. 平成 28 年 4 月 1 日 介護職員 1 名追加

附則

1. 平成 28 年 6 月 1 日 介護職員 1 名追加 介護支援専門員変更

附則

1. 平成 28 年 8 月 1 日 介護職員 1 名追加

附則

1. 平成 28 年 8 月 8 日 介護職員 1 名追加

附則

1. 平成 28 年 10 月 1 日 介護職員 1 名削除

附則

1. 平成 28 年 10 月 17 日 介護職員 1 名追加

附則

1. 平成 29 年 3 月 31 日 介護職員 1 名削除

附則

1. 平成 29 年 8 月 28 日 介護職員 1 名追加

附則

1. 平成 30 年 4 月 1 日 第 4 条、第 6 条変更

附則

1. 平成 31 年 4 月 1 日 第 5 条及び第 6 条変更

附則

1. 本規程を令和 2 年 6 月 1 日より施行する。

附則

1. 本規程を令和 3 年 1 月 1 日より施行する。

附則

1. 本規程を令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

附則

1. 本規程を令和 4 年 2 月 25 日より施行する

附則

1. 本規程を令和4年10月1日より施行する。

附則

1. 本規程を令和5年4月1日より施行する。

附則

1. 本規程を令和5年10月1日より施行する。

附則

1. 本規程を令和6年1月1日 第6条及び第22条の変更、介護支援専門員変更

附則

1. 本規程を令和6年6月1日 第16条別表1の変更

附則

1. 本規程を令和6年8月1日より施行する。 第16条別表2の変更

附則

1. 本規程を令和6年9月1日より施行する。第6条管理栄養士1名削除、調理員1名追加

運営規程 第16条 別表1

(1) 介護保険給付対象となる基本料金 (1日につき) (円)

| 項目 | 負担割合 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|--------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ユニット型小規模 介護福祉施設 | 1割 | 768 | 836 | 910 | 977 | 1,043 |
| サービス費(Ⅰ) | 2割 | 1,536 | 1,672 | 1,820 | 1,954 | 2,086 |

(2) 施設の体制に係る加算 (1日につき) (円)

| | | | |
|-----------------|--------------|--------------|-------|
| 日常継続支援加算(Ⅱ) | 46 | 夜勤職員配置加算(Ⅱ)口 | 18 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) | 3・4 | 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 14.0% |
| 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ) | 6・13 | 個別機能訓練加算(Ⅰ) | 12 |
| 口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ) | 90・110 /月 | | |

(3) その他必要に応じ算定する加算等 (円)

| | | | |
|--------------|-------|-------------|-------|
| 初期加算 | 30/日 | 退所前連携加算 | 500/回 |
| 入院又は外泊時費用 | 246/日 | 退所時相談援助加算 | 400/回 |
| 栄養マネジメント強化加算 | 11/日 | 退所前訪問相談援助加算 | 460/回 |
| 若年性認知症受入れ加算 | 120/日 | 退所後訪問相談援助加算 | 500/回 |
| 療養食加算 | 18/日 | 経口維持加算(Ⅰ) | 400/月 |
| 排せつ支援加算 | 10/月 | 経口維持加算(Ⅱ) | 100/月 |
| 褥瘡マネジメント加算 | 3/月 | | |

運営規程 第16条 別表2

(1) 食事の提供及び居住に要する費用 (1日につき)

| | |
|------------------------|---------|
| 食費 (収入により減額制度があります。) | 1,445 円 |
| 施設が提供する特別な食事に係る費用 | 実費 |
| 施設外の飲食店からの出前・購入及び外食の費用 | 実費 |
| 居住費 (収入により減額制度があります。) | 2,066 円 |

(2) その他日常生活上必要な費用

| | |
|---------------------------------|------------|
| 個人用の日用品 | 実費 |
| クラブ活動等の材料費 | 実費 |
| 理美容代 | 実費 |
| 予防接種代 | 実費 |
| クリーニング代 | 実費 |
| その他の日常生活費 | 1日 70 円 |
| 電化製品持込み電気代 | 1日 40~60 円 |
| 酸素濃縮器に係る電気代 | 1日 50 円 |
| 入院・外泊時の部屋代 | 1日 2,066 円 |
| 医療費 | 実費 |
| 上記以外に利用者からの依頼により購入する趣味嗜好品及び被服費等 | 実費 |
| その他サービス発生事項の費用 | 実費 |
| 栄養補助食品 | 実費 |
| 死後の処置を行う場合の費用 | 実費 |
| 契約終了時の残置物処分サービス | 1,000 円 |

※その他の日常生活費は、入浴用タオル、バスタオル、石鹸、シャンプー、リンス、保湿液が含まれます。